

平成28年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成28年6月3日（金）

議 事 日 程（第1号）

平成28年6月3日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号））
- 報告第 9 号 平成27年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 10号 平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 64号 常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 議案第 65号 常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 66号 常陸太田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 67号 消防ポンプ自動車購入契約について
- 議案第 68号 平成28年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第2号ないし報告第10号（一括上程・報告案件説明）

日程第 3 議案第64号ないし議案第68号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	3番	藤田謙二	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷渉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	宮田 達夫	副市長
中原 一博	教育長	植木 宏	総務部長
加瀬 智明	政策企画部長	檜村 浩治	市民生活部長
西野 千里	保健福祉部長	滑川 裕	農政部長
岡崎 泰則	商工観光部長	生田目 好美	建設部長
根本 康弘	会計管理者	井坂 光利	上下水道部長
菊池 武	教育次長	関 正美	農業委員会事務局長
鈴木 淳	秘書課長	笹川 雅之	総務課長
大和田 隆	監査委員		

事務局職員出席者

宇野 智明	事務局長	榊 一行	事務局次長
鴨志田 智宏	議事係長		

午前10時開会

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○深谷秀峰議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

1番 諏訪一則議員 20番 宇野隆子議員
兩名を指名いたします。

諸般の報告

○深谷秀峰議長 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る4月15日、常陸太田市において県北市議会議長会が、同じく19日、水戸市において茨城県市議会議長会が、同じく27日、さいたま市において関東市議会議長会が、さらに5月31日、東京都において全国市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、3月4日付で、常陸太田市谷河原町647、県立太田第二高等学校教職員有志、篠原睦美氏から、県立佐竹高校と太田二高の統合の中止を求める陳情書がお手元に配付してあります写しのおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成27年度定期監査報告書及び平成28年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社のそれぞれの経営状況を説明する書類がお手元に配付いたしてありますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一君	副市長	宮田 達夫君
教育長	中原 一博君	総務部長	植木 宏君
政策企画部長	加瀬 智明君	市民生活部長	檜村 浩治君
保健福祉部長	西野 千里君	農政部長	滑川 裕君
商工観光部長	岡崎 泰則君	建設部長	生田目 好美君
会計管理者	根本 康弘君	上下水道部長	井坂 光利君
教育次長	菊池 武君	農業委員会事務局長	関 正美君
秘書課長	鈴木 淳君	総務課長	笹川 雅之君
監査委員	大和田 隆君		

以上、17名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成28年第2回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。あわせて、日ごろから議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、ご承知のとおり、国におきましては5月26、27日の2日間、主要7カ国首脳会議が三重県を会場に開催され、世界経済の危機回避で結束を確認した首脳宣言が採択されたところで、安倍総理は、首脳会議で一致した財政出動を具体化するために、経済対策を盛り込んだ第2次補正予算案編成に向けた検討に入る一方、消費税10%への引き上げを2年半延期することを表明されました。本市の財政運営に関しましても、今後も国の動向を注視しながら進めてまいりたいと思います。

ここで、3月、第1回市議会定例会以降の主な出来事などにつきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、地方創生にかかわる新型交付金についてでございます。今年度、常陸太田市ひと・まち・しごと創生総合戦略の加速化元年と位置づけまして、総合戦略4つの基本目標、仕事・雇用創出、定住促進・交流拡大、結婚・出産・子育て支援、地域連携拠点形成における各施策を着実に推進しまして、持続可能な常陸太田市を目指しているところでございますが、地方版総合戦略を本格的に推進させますために、新型交付金制度、地方創生推進交付金が今年度新たに創設されたところであります。

対象事業は、先駆性のある取り組み、既存事業の隘路を発見し、打開する取り組み等でありまして、期待される効果は先駆的な取り組み等を後押しすることによりまして、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など地方創生の推進を深めることとなっております。本市では対象となり得る事業等を柔軟な考えで検討していただくために、5月上旬に若手職員によるワーキンググループを立ち上げたところであります。現在、グループごとに与えられたテーマに沿って検討しております。それぞれのグループで検討された事業につきましては、7月上旬に庁内の事業コンペにより決定する予定であり、若手職員の活躍を大いに期待しているところでございます。

次に、道の駅ひたちおおたについてでございます。現在、ハード面では駐車場等の外構工事等に着手をし、また5月中旬に常陸太田産業振興株式会社の社員を採用し、それぞれの部署にかかわる研修を実施しているところでございます。また、パート等の採用につきましても、常陸太田産業振興株式会社とテナント出店予定6社合同の面接会を開催するなど、それぞれが7月21日のオープンに向けまして、さまざまな準備を進めているところでございます。

次に、竜神峡鯉のぼりまつりについてでございます。開催期間中におけるつり橋の渡橋者数は4万8人で対前年度比4,185人の減でございましたけれども、来場者自体はそれほど減少していないように思われます。したがって、渡橋者を増やしますために、今後も二度、三度とつり橋を渡ってもらえるよう、さらなる工夫をしてまいりたいと考えております。また、今年は鯉

のぼりまつり期間中の5月3日から6日間、竜神ダム湖を活用したカヌー体験イベントを開催いたしましたところ、子どもを含め156名の方が体験されました。未経験者が参加しやすいイベントでありまして、入込客の増加が期待できることから、今後も実施できるよう検討してまいります。

次に、常陸太田特別支援学校の中学部、高等部の開校についてでございます。昨年、小学部が先行開校した県立常陸太田特別支援学校で本年4月、中学部、高等部が開校いたしました。新たに中学部48名、高等部53名の生徒たちが入学をいたしまして、5月7日に開校式典が挙行されたところでございます。本市及び周辺市町村の特別支援教育の充実という観点から、誠に喜ばしいことでございます。今後も本市特別支援教育のセンター的役割を担っていただきますため、連携を図ってまいります。

次に、県北芸術祭についてでございます。県北の自然や食文化、伝統・歴史を生かし、6市町を舞台に9月17日から開催される芸術祭の展示会場や展示内容が5月23日の実行委員会総会におきまして決定をし、同日、記者発表されました。展示会場は30会場、参加アーティストは86組でありまして、本市においてはパルティホールや鯨ヶ丘地域等7会場で実施されることになりました。今後、実行面での組織体制を整えて、成功に向けて進めてまいります。

続きまして、3月市議会定例会において、あらかじめご了承をお願いいたしました専決処分についてご報告を申し上げます。

特別交付税の確定、市債の変更等にかかわります予算措置について、平成27年度の一般会計補正予算の専決処分をさせていただきました。さらに、地方税法等の改正に伴います市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正を専決処分させていただきました。

続きまして、本定例会に提案させていただきます議案についてご報告させていただきます。

今回の提出議案は、ただいま申し上げました専決処分の報告7件、平成27年度繰越明許費等の繰越計算書の報告2件、条例の一部改正3件、消防ポンプ自動車購入契約1件及び平成28年度補正予算1件、合わせまして14件でございます。なお、会期中に人事案件1件を追加提案する予定でございますのでよろしくお願いをいたします。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長よりご説明を申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認・可決・ご同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくごお願いいたします。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○深谷秀峰議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本

日から6月16日まで14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日まで14日間と決定いたしました。

日程第2 報告第2号ないし報告第10号

○深谷秀峰議長 次、日程第2、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））、報告第8号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号））、報告第9号平成27年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第10号平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、以上9件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。報告第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。2ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法」の一部改正等に伴い、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例を本年3月31日に専決処分させていただきました。今回の一部改正条例は改正内容が多岐にわたりますので、お配りしてございますA3横長の報告第2号資料市税条例の主な改正についてによりご説明をさせていただきます。こちらの資料でございます。

改正は大きく3条から成り、1の改正条例第1条関係につきましては、（1）延滞金の計算期間の見直し、（2）法人税割の税率の引き下げ、（3）軽自動車税の車体課税の実施、右側のページ中段になりますけれども、（4）個人市民税の医療費控除の特別措置、（5）固定資産税の特例措置でございます。2の改正条例第2条関係につきましては、現行の軽自動車税を種別割とすることに伴う規定の整理、3の改正条例第3条関係につきましては、市たばこ税に関する経過措置の整理でございます。

資料の左側にお戻り願います。第1条関係の（1）は延滞金の計算期間の見直しでございますが、今回の改正は国税における延滞金の計算期間の見直しに準じ、所要の改正を行うものでございます。対象となる税目は個人市民税と法人市民税で、平成29年1月1日以後の期間に対応す

る延滞金、または同日以後に申告書の提出期限が到来する税に適用されます。

改正内容といたしましては、図1にございますように、当初申告の後に減額更正があり、さらに増額更正があった場合に、減額更正と増額更正の差額につきまして、旧制度では申告当初から増額更正までの期間に対して延滞金が発生しておりましたが、新制度では延滞金が発生しないとするものでございます。ただし、増額更正が当初申告を上回らないことが条件となっております。

続きまして、(2)は法人税割の税率の引き下げでございます。法人関係の税収が多い大都市部の自治体と税収が少ない地方の自治体では、税源の地域間格差が生じております。このようなことを解消するため、法人市民税の法人税割の税率を引き下げ、その引下げ見合い分を国において地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税の原資とし、交付税化することにより、自治体間の財政力格差の縮小を図るための改正でございます。

適用は、平成29年4月1日以降の事業年度となります。本市では、従前より自前の税収確保のため、標準税率ではなく制限税率を適用しておりますことから、現行の12.1%から8.4%に改めるものでございます。なお、税率の引き下げにより減収となる税額分につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、地方交付税により交付される見込みでございます。

次に、(3)は軽自動車税の車体課税の実施でございます。まず、①の環境性能割の創設でございますが、平成29年4月に自動車取得税が廃止されることに伴いまして、図2にございますように、現行の軽自動車税を種別割とし、これに環境性能割を加え、新たな軽自動車税とする改正でございます。右ページ上段でございますが、環境性能割の課税標準は取得価額でございます。免税点は50万円、新車・中古車を問わず対象となります。

表の2をごらん願います。税率でございますが、各自動車の燃費基準値達成度に応じまして、非課税、1%から3%の4段階となっておりますが、当分の間、2%を上限とするものでございます。なお、経過措置といたしまして、㉞でございますが、税率を決定する燃費基準値達成度等につきましては、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行うこととされております。

次に、㉟といたしまして、軽自動車税の環境性能割は当分の間、県が市町村にかわり賦課徴収を行い、市町村は税収の5%分を徴収取扱費として県へ交付することになります。

なお、(2)の法人税割の税率の引き下げと(3)の①環境性能割の創設の改正期につきましては、本年3月31日に公布された法律の改正にあわせて行ったものでございまして、現時点では消費税の10%の引き上げが延期される見込みでありますことから、さらに法律の改正によりまして、再度の改正が見込まれるところでございます。②はグリーン化特例の延長でございます。現行の軽自動車税におけるエコカー減税措置の適用期限を1年間延長するものでございます。

次に、(4)は個人市民税の医療費控除の特例措置でございます。目的でございますが、普段から病気の予防や健康増進に取り組み、医療機関の利用が少ない納税者に配慮し税金を優遇するもので、適用期間は平成30年度分から平成34年度分の5年間としております。表の3をごらん願います。現行の医療費控除は、医療機関の処方による医薬品に限られておりますが、右側の特例では、健康診断や予防接種を受けていることを要件としまして、スイッチOTC薬、これは

医師の処方せんを必要とする医療用から市販薬へと切りかわった医薬品のことでございますけれども、これらの購入費用を医療控除として認めるものでございます。なお、本特例は現行の医療費控除とどちらか一方を選択しての適用となります。

最後の（５）は、固定資産税の特例措置でございます。再生可能エネルギー発電装置、いわゆる太陽光発電装置や風力発電装置などがございますが、これらに係る固定資産税の課税標準の減額措置を２年間延長する改正でございます。

続きまして、大きな２の改正条例第２条関係でございますが、現行の軽自動車税を種別割とすることによる文言、条項のずれなどの整理を行うものでございます。大きな３の改正条例第３条関係は、今回の条例改正に伴い、市たばこ税の経過措置における文言、様式、条項のずれなどを整理するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の１４ページにお戻り願います。中段の附則でございますが、第１条で施行日は平成２８年４月１日からとし、第１号から第３号に掲げる規定はそれぞれ各号に定める日から施行するものでございます。次ページの第２条から１６ページの第４条までにつきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税に係る経過措置の規定でございます。

報告第２号は以上でございます。

続きまして、５１ページをお開き願います。報告第３号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。５２ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法」の一部改正等に伴い、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例を本年３月３１日に専決処分させていただきました。内容につきましては、５３ページをお開き願います。

３行目の第２条第２項から７行目の附則第１１項までの改正につきましては、「地方税法」の改正により都市計画税の課税標準の特例措置が廃止、または新設されたことに伴う引用条項のずれを整理するものでございます。附則でございますが、本条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

なお、経過措置の規定でございますが、本条例は平成２８年度以降の都市計画税について適用し、平成２７年度までの都市計画税につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

報告第３号は以上でございます。

続きまして、５８ページをお開き願います。報告第４号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。５９ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が本年３月３１日に公布されたことに伴い、４月１日から常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を施行する必要があるため、同条例を本年３月３１日に専決処分させていただきました。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。恐れ入りますが、６１ページをお開き願います。

第２条課税額でございますが、第２項におきまして、基礎課税額の課税限度額はこれまで５２万円でしたが、２万円引き上げて５４万円とするものでございます。第３項におきまして、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額はこれまで１７万円でしたが、２万円引き上げて１９万円と

するものでございます。これらの改正につきましては、所得の多い層に保険税負担の増をお願いするものでございます。

61ページ下段から62ページにかけての第23条国民健康保険税の減額でございますが、非健康保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、改正するものでございます。第2号におきましては、5割減額の対象となる所得の算定におきまして、被保険者数に乗すべき金額を、これまでの26万円から5,000円引き上げて26万円5,000円とするものでございます。

第3号におきまして、2割減額の対象となる所得の算定におきまして、被保険者数に乗すべき金額を、これまでの47万円から1万円引き上げて48万円とするものでございます。これらの改正につきましては、いずれも所得の低い層の国民健康保険税の軽減措置の対象者を拡大するものでございます。

第26条の国民健康保険税の減免でございますが、第2項におきまして、平成27年3月に専決処分し、6月の定例会で承認をいただきました常陸太田市市税条例の一部の改正に伴い、保険税の減免の申請期限を改めるものでございます。これまで減免申請期限につきましては、「納期限の7日前」としておりましたが、これを「納期限まで」に改め、市税条例との整合性をとるものでございます。

恐れ入りますが、60ページにお戻り願います。中段に附則がございますが、本条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

報告第4号は以上でございます。

続きまして、63ページをお開き願います。報告第5号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。64ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、本年第1回市議会定例会においてご承認をいただきました、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を本年4月1日から施行する必要があるため、専決処分をさせていただきました。内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。恐れ入りますが、66ページをお開き願います。

改正となりますのは、本条例の一部であります常陸太田市固定資産評価審査委員会条例の附則第2項適用区分でございます。第2項中、固定資産税に係る審査申し出の適用となる事項について、適用されます内容に変更はございませんが、内容に関する根拠法令を明確にするなどの文言の整理を行う改正でございます。

65ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

報告第5号は以上でございます。

報告第6号につきましては、後ほど上下水道部長よりご説明申し上げます。

続きまして、69ページをお開き願います。報告第7号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。70ページに専決処分書の写しがございますが、特別交付税の確定、市債の

変更等に係る予算措置について、平成27年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）を3月31日に専決処分をさせていただきました。補正内容につきましては、恐れ入りますが72ページをお開き願います。

平成27年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,419万6,000円を追加し、総額を247億3,741万8,000円としたものでございます。第2条で地方債の補正を行っております。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、79ページをお開き願います。

歳入でございます。2款地方譲与税から80ページ2段目の10款地方交付税までの補正につきましては、それぞれ3月期の交付額確定によるものでございます。14款国庫支出金の補正につきましては、地方創生加速化交付金の確定により、3,482万1,000円を減額したものでございます。17款寄附金の補正でございますが、3月定例会で議決をいただきました補正予算以降に納入された、ふるさと常陸太田寄附金203万円を追加したものでございます。80ページから81ページにかけての21款市債の補正でございますが、対象事業費の確定、国・県支出金の確定などにより6,010万円を減額したものでございます。

82ページをごらん願います。歳出でございます。2款1項3目財政管理費の補正につきましては、次年度以降の交際費の償還財源といたしまして、減債基金へ3億6,520万6,000円を追加して積み立てるものでございます。6目企画費の補正につきましては、ふるさと常陸太田寄附金203万円を基金に積み立てるものでございます。16目諸費の補正につきましては、生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還金として、1,176万円を追加するものでございます。

4款1項7目環境衛生費の補正につきましては、安全対策事業に係る水道事業会計出資金の確定により、250万円を減額したものでございます。4款2項1目清掃総務費の補正につきましては、戸別合併処理浄化槽設置整備事業に係る市債の確定によりまして、繰出金770万円を追加したものでございます。

恐れ入りますが、76ページにお戻り願います。第2表地方債補正でございます。まず、1の変更でございますが、市債対象事業費の確定などから、これまでの限度額合計20億4,250万円を19億8,740万円に減額したものでございます。次に、2の廃止でございますが、災害援護資金の貸し付け実績がございましたので、限度額500万円を廃止したものでございます。

報告第7号は以上でございます。

続きまして、84ページをお開き願います。報告第8号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。85ページに専決処分書の写しがございますが、市債の変更等に係る予算措置について、平成27年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）を3月31日に専決処分させていただきました。補正内容につきましては、恐れ入りますが87ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の補正を、第2条で地方債の補正を行っております。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、92ページをお開き願います。

歳入でございます。7款市債につきましては、対象事業費の確定により770万円を減額し、4款繰入金を同額の770万円増額したものでございます。

恐れ入りますが、89ページにお戻り願います。第2表地方債補正でございます。1の変更でございますが、市債対象事業費の確定によりまして、これまでの限度額3,500万円を2,730万円に減額したものでございます。

報告第8号は以上でございます。

続きまして、94ページをお開き願います。報告第9号は、平成27年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。内容につきましては、95ページに繰越計算書がございますが、国の補正予算に基づく地方創生加速化交付金にかかわるもの、関係機関との調整に日時を要したものなど、先の9月定例会、3月定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、上段の情報セキュリティ強化対策事業から下段の高倉公民館整備事業までのごらんの11事業、合計4億4,036万1,000円を平成28年度に繰り越すものでございます。

報告第9号は以上でございます。

続きまして、96ページをお開き願います。報告第10号は、平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。内容につきましては、97ページの繰越計算書でご説明申し上げます。

茨城県が施工いたします那珂久慈流域下水道の建設工事が繰り越されたことによりまして、本市に係る負担金377万9,000円を繰り越すものでございます。

私からは以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案書67ページをお開きいただきます。報告第6号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。68ページに専決処分書の写しがございます。水道事業において生じた事故について損害賠償の額を確定し、和解を成立させる必要が生じたため5月10日に専決処分させていただきました。

1の損害賠償の額は、204万5,768円でございます。2の損害賠償の相手方は、常陸太田市磯部町608番地、齋藤紘造氏でございます。3の事故の概要でございますが、平成28年2月1日、水道メーター開栓の際、齋藤氏が経営する常豊齋藤ビルの304号、204号、104号を水浸しにしてしまう損害を与えたものでございます。損害賠償の額につきましては、天井、内壁、床等の復旧費でございます。なお、損害賠償金につきましては、全額、日本水道協会水道賠償責任保険で対応させていただきました。

報告第6号につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第64号ないし議案第68号

○深谷秀峰議長 次、日程第3、議案第64号常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正について、議案第65号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第66号常陸太田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第67号消防ポンプ自動車購入契約について、議案第68号平成28年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案書の98ページをお開き願います。議案第64号は、常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、市が所有する未利用地のより有効的な活用を推進することにより、定住の一層の促進を図るため、本条例の一部改正を行うものでございます。

条例の説明に先立ちまして、お配りしてございますA4判の議案第64号資料、市所有の未利用地を活用した定住促進事業の概要について、事業の内容をご説明申し上げます。こちらの資料でございます。

1の目的でございますが、市が所有し、長期間買い手がつかない住宅地を無償貸し付けし、一定の条件のもとに譲与して、市外からの転入者の増加を図ろうとするものでございます。

2の経過①でございますが、本条例につきましては、昨年9月の第3回市議会定例会においてご審議をいただき、移住促進のために土地を譲渡する場合は、時価よりも低い価格で譲渡することができるよう改正をしたところでございます。②でございますが、この改正により平成27年度の事業では里美白幡台団地の6区画の分譲について、価格を1平米当たり6,050円から、子育て世代を対象として1平米当たり1,750円で募集をいたしましたが、残念ながら販売には至りませんでした。③でございますが、そこで全国の自治体を実施している定住促進事業の先進事例を調査・検討しましたところ、無償貸し付け及び土地の譲与をセットにした事業を実施し、著しく効果を上げた自治体がありましたことから、本市においてもこれを参考に今年度から新たな定住促進事業を実施することといたしました。

3の事業概要でございますが、①の対象土地につきましては、里美白幡台団地の6区画及び佐竹南台団地の2区画でございます。②は事業の内容でございますが、募集から住宅建築、居住までの期間について、2年以内を条件として土地を無償で貸し付け、さらに③でございますが、住宅建築後、10年間は自己の住宅として使用することを条件に土地を譲与するものでございます。④の募集の内容につきましては、里美白幡台団地は市外からの応募者いわゆるUIJ組を、佐竹南台団地につきましては市外からの子育て世代を対象といたします。⑤でございますが、今年度は現地見学会を実施し、移住者募集をしていくものでございます。本議案は、当該事業を実施するために必要な条例の改正でございます。

恐れ入りますが、議案書の100ページにお戻り願います。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

第3条の普通財産の譲与または減額譲渡については、昨年改正をした第2項、右側の現行の一番下でございますが、削除し、新たに第1項に、左側の改正案一番下でございますが、第5号として「定住促進のため普通財産を譲渡するとき」を追加するものでございます。

101ページをお開き願います。第4条の無償貸し付けにつきましては、第3号として、左側改正案の一番下でございますが、「定住促進のため普通財産を貸し付けるとき」を追加するものでございます。

恐れ入りますが、99ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第64号は以上でございます。

続きまして、102ページをお開き願います。議案第65号は、常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、医療福祉費支給に係る茨城県の小児及び妊産婦の所得制限基準額が改正されたこと等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。恐れ入りますが、104ページをお開き願います。

第2条は定義でございます。第4号のアにつきましては、国の関係法令に配偶者のない男子が規定されたため、右側現行の別表第2を、左側改正案の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第2項に改めるものでございます。

中段の第4条は医療福祉費の支給でございます。議員の皆様には既にご承知のとおり、当市における小児及び妊産婦への医療福祉費の支給につきましては、所得制限を撤廃し一律に支給を行っているところでございます。今回の県制度における所得基準が改正されたことに伴い、第6項に定める基準額につきまして、「児童手当法施行令」第1条に改めるものでございます。

105ページをごらん願います。右側下段の別表第2でございますが、先ほど第2条第4号のアにおいて「別表」の文言を削除しましたので、別表第2を削除するものでございます。

恐れ入りますが、103ページへお戻り願います。附則でございますが、本条例は平成28年10月1日から施行するものでございます。なお、経過措置でございますが、この条例の施行日前における診療に係る医療福祉費の支給につきましては、従前の例によるものとしております。

議案第65号は以上でございます。

続きまして、107ページをお開き願います。議案第66号は、常陸太田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、受益者負担金等に係る延滞金の徴収について、ほかの市債権との整合性を図り、統一かつ効率的な事務処理を行うため、本条例の一部改正を行うものでございます。恐れ入りますが、110ページをお開き願います。詳細につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

右側現行の欄、第10条は延滞金でございますが、これまで当条例では「督促」の条項がござ

いませんでしたので、左側改正案の第10条を「督促」の条項として定めるものでございます。次ページでございますが、現行の「第11条」委任を「第12条」に改め、110ページ左側にお戻りいただきまして、第11条を「延滞金」に変更し、延滞金の徴収につきまして、ほかの債権と同様に改めるものでございます。

恐れ入りますが、108ページにお戻り願います。最終行の附則でございますが、本条例は公布の日から施行いたします。

次ページの第2条は、延滞金の割合を「租税特別措置法」の特例にあわせまして、ほかの債権と同様に当分の間低く抑えるものでございます。

議案第66号は以上でございます。

続きまして、112ページをお開き願います。議案第67号は、消防ポンプ自動車購入契約についてでございます。平成28年5月17日に一般競争入札に付した消防ポンプ自動車の購入について、下記のとおり、購入契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

3の契約金額は2,980万8,000円、4の契約の相手方は、東京都港区西新橋3丁目25番31号、株式会社モリタ、東京営業部部长山北忠司でございます。今回の消防ポンプ自動車は老朽が著しい馬場町及び町屋町の分団に配備する予定でございます。次のページに参考といたしまして、今回購入する消防ポンプ自動車の概要がございますので、後ほどごらんおき願います。

議案第67号は以上でございます。

続きまして、別冊横長の議案書、平成28年第2回常陸太田市議会定例会補正予算書をごらん願います。議案第68号は、平成28年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)でございます。恐れ入りますが、2枚めくりまして、1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,945万6,000円を追加し、総額を227億945万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。14款2項6目教育費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算の財源としまして、学校施設環境改善交付金1,196万円を追加するものでございます。7目農林水産業費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算の財源としまして、山村活性化支援交付金950万円を追加するものでございます。18款2項1目財政調整基金繰入金の補正につきましては、今回の補正財源として3,799万6,000円を追加するものでございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。5款1項3目農業振興費の補正につきましては、里美地区において竹などの未利用資源を有効活用する取り組みを、東京農業大学と連携して今後3年間にわたり実施するものでございます。今年度は未利用資源の現況調査、竹の伐採等の技術習得や地域資源の掘り起こし、商品化に向けた地域住民とのワークショップの開催などの費用として、合わせまして977万6,000円を追加するものでございます。

9款2項1目学校管理費の補正につきましては、菅田小学校の大規模改修整備事業が国庫補助

金の対象事業として追加交付されたことに伴い、トイレ改修に係る工事費として4,968万円を追加するものでございます。

私からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

○深谷秀峰議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月7日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時56分散会